

第四十四号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の十五の二中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則第七条第二項第四号及び附則第九条第二項第一号イ(2)中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に改める。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附則第二十条中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第一号中「同条第一号イ」を「同条第二号イ」に改める。

附則第二十条の二（見出しを含む。）中「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項第四号及び附則第九条第二項第一号イ(2)の改正規定 公布の日

二 第四十八条の十五の二の改正規定 平成三十五年一月一日

（経過措置）

2 この条例による改正前の東京都都税条例（以下「旧条例」という。）附則第十五条の二の規定は、平成三十年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

3 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、平成三十年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

（提案理由）

負担水準が〇・六五を超える商業地等に係る固定資産税等の軽減措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を継続するほか、規定を整備する必要がある。